社会福祉法人 周布福祉会　定　款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人周布福祉会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を島根県浜田市周布町イ 328 番地 2 に置く。

第２章　評 議 員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、職員１名、外部委員１名の合計３名で

構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員１名が出席し、かつ、外部委員１名が賛成することを要する。

（評議員の権限）

第７条　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法（以下「法」という。）第 30 条に規定する浜田市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（１）前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

（２）前項の規定による請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

3　評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の４週間前までにしなければならない。

4　評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の１以上の賛成を得られなかった日から３年を経過していない場合は、この限りではない。

5　評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

6　評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

7　評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為

によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構　成）

第 10 条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第 11 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

（８）基本財産の処分

（９）社会福祉充実計画の承認

（10）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 12 条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招　集）

第 13 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合、評議員会の日の５日前までに、各評議員に招集通知を発する。

２　評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

３　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、浜田市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（１）前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

（２）前項の規定による請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

（議　長）

第 14 条　評議員会に議長を置く。

２　評議員会の議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（決　議）

第 15 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

（３）定款の変更

（４）解散

（５）合併

３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合にあたる多数をもって行う。

（１）理事、監事又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

５　理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

６　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 16 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第 17 条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）

第 18 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が２名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

３　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

４　この法人は、定款で定めた役員の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の理事として２名以内、監事として１名をそれぞれ評議員会において選任することができる。

（理事の職務及び権限）

第 19 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

４　理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

５　理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

６　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（監事の職務及び権限）

第 20 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

３　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

４　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

５　監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7　監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

8　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

9　この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

10　監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

11　監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。

（１）費用の前払いの請求

（２）支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求

（３）負担した債務の債権者に対する弁済の請求

12　監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

（役員の任期）

第 21 条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 22 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第 23 条　理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において監事個々について算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第 24 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（３）この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

２　前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第 25 条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（職　員）

第 26 条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理 事 会

（構　成）

第 27 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第 28 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長の選定及び解職

（招　集）

第 29 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。

４　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

（１）前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合

５　理事会を招集する者は、理事会開催の１週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議　長）

第 30 条　理事会に議長を置く。

２　理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

３　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

（決　議）

第 31 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第 33 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）島根県浜田市周布町イ 328 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根平家建　周布保育園園舎　一棟（380 平方メートル）

同所在の木造瓦葺平家建　周布保育園事務所　一棟（54.27 平方メートル）

同所在の木造かわらぶき２階建　周布保育園園舎　一棟（１階：94.40 平方メートル、２階：86.12 平方メートル）

同所在の木造ステンレス鋼板ぶき平家建　周布保育園物置　一棟（9.93 平方メートル）

（２）島根県浜田市周布町イ 328 番 2 所在の周布保育園敷地（2,075.28 平方メートル）

島根県浜田市周布町イ 202 番 15 所在の周布保育園敷地（428.91 平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 34 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、浜田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、浜田市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 35 条　この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後３箇月以内に理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 38 条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 39 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 40 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　解　散

（解　散）

第 41 条　この法人は、法第 46 条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 42 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、

評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第 43 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、浜田市長の認可（法第 45 条の 36 第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を浜田市長に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 44 条　この法人の公告は、社会福祉法人周布福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 45 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　吉　賀　寿　郎
理　事　　米　谷　義　廣
理　事　　佐々木　正　夫
理　事　　平　野　平　八
理　事　　山　田　昭　男
理　事　　桑　原　松　市
監　事　　平　野　一　郎
監　事　　田　中　敏　雄

附　則　　この定款は、昭和５３年　３月３１日から施行する。

附　則　　この定款は、昭和６１年１２月　５日から施行する。

附　則　　この定款は、平成　６年　８月１１日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１０年　１月２６日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１０年　３月２７日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１２年　１月３１日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１３年　４月１１日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１４年１２月２７日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１７年　１月１９日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１７年　６月２２日から施行する。

附　則　　この定款は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附　則　　この定款は、平成２１年１２月　５日から施行する。

附　則　　この定款は、平成２３年１０月２２日から施行する。

附　則　　この定款は、平成２５年　６月　５日から施行する。

附　則　　この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

　　ただし、第５条で定める評議員の人数は、平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は４名以上７名以内とする。

附　則　　この定款は、令和　２年　７月２９日から施行する。

附　則　　この定款は、令和　４年　８月　９日から施行する。

周布保育園運営規程

（事業所の名称等）

第１条　社会福祉法人周布福祉会が設置する保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　　周布保育園

（２）　所在地　　島根県浜田市周布町イ 328 番地 2

（施設の目的及び運営方針）

第２条　周布保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

３　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。

４　当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

５　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、最低基準条例、運営基準条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（利用定員）

第３条　当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

（１）法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　**１１人**

（２）法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　**６人**

（３）３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　**３人**

２　前項の規定にかかわらず、保育の利用の需要の増大や措置児童に対する対応、その他やむを得ない事情があるときには、前項に規定する利用定員を超える子どもを受け入れることができる。

（提供する保育等の内容）

第４条　当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（１）特定教育・保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下

同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する。

（２）時間外保育（延長保育事業）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、時間外保育を提供する。ただし、時間外保育の提供に必要な保育士の員数が著しく不足し、勤務体制等の都合により保育士の配置が困難になるなど、やむを得ない事情がある場合は、時間外保育の提供を一時的または年間を通じて中止することがある。

（３）食事の提供

（４）一時保育事業

不定期又は緊急などの理由により、一時的な保育を必要とする場合は、小学校就学前の乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。他の認可保育所に在籍する場合も可）の保護者からの申し込みを受け付け、当該乳幼児に対し、以下に定める範囲内において一時保育を提供する。ただし、一時保育の提供に必要な保育士の員数が著しく不足し、勤務体制等の都合により保育士の配置が困難になるなど、やむを得ない事情がある場合は、一時保育の提供を一時的または年間を通じて中止することがある。

【実施日】　月～金曜日（祝日、休園日を除くほか、行事等で休止する場合がある）

【時間帯】　８時３０分～１６時３０分まで（※最長１７時まで）

（５）その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については最低基準で定める配置基準以上とする。なお、員数は園児の数により変動することがあり、職種によっては必要に応じての配置とする。

（１）園　長　１名（常勤専従）

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（２）主　事（副園長）　１名（常勤専従）

園長を補佐するとともに、園長不在時にはその職務を代行するほか、主に会計・経理事務を行う。ただし、必要に応じての配置とする。

（３）主任保育士　１名（常勤専従）

園長及び主事を補佐するとともに、園児及び地域の保護者等に対する子育て支援を行い、保育課程及び保育計画の立案並びに保育内容について他の保

育士を統括する。

（４）保育士　１０名（常勤専従８名、非常勤２名）

園児等の保育に従事し、保育課程及び保育計画の立案、実施、記録のほか家庭連絡等の業務を行う。

（５）看護師　１名（常勤専従）

園児等の健康管理及び当園全般の衛生管理を行う。ただし、必要に応じての配置とする。

（６）栄養士　１名（常勤専従）

園児等の発達段階に応じ、０歳児の離乳食、１～２歳児の幼児食及び３歳児の幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。ただし、必要に応じての配置とする。原則として常勤専従とするが、必要に応じて非常勤とすることがある。

（７）調理員　２名（常勤専従）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理するとともに、食育に関する活動を行う。ただし、栄養士を配置しない場合は、前号に定める献立の作成及び食育計画の策定も行う。原則として常勤専従とするが、必要に応じて２名のうち１名を非常勤とすることがある。

（８）事務員　１名（非常勤）

一般事務及び会計・経理に従事して園長及び主事を補佐するとともに、保育関係事務等に携わって主任保育士も補佐する。原則として非常勤とするが、必要に応じて常勤専従とすることがあるほか、不在の場合は園長または主事が兼務する。

（９）用務員　１名（非常勤）

当園の雑務及び簡単な一般事務等を行う。ただし、必要に応じての配置とする。

（10）嘱託内科医　１名（非常勤）

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

（11）嘱託歯科医　１名（非常勤）

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科健診、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、国民の休日、盆（8 月 13 日から 16 日まで）、年末年始（12 月 30 日から 1 月 4 日まで）、年度末（3 月 31 日のみとし、この日が日曜日の場合は前日の 3 月 30 日）及び保育園が必要と認めた日を除く。なお、前述した盆、年末年始の各期間及び年度末については、園児の保護者に保育の希望を調査し、必要に応じて保育を提

供することがある。

（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）

７時１５分から１８時１５分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時４５分までの範囲内で、時間外保育を提供する。ただし、保育士の員数が著しく不足し、勤務体制等の都合により保育士の配置が困難になるなど、やむを得ない事情がある場合は、時間外保育の提供を一時的または年間を通じて中止することがある。

（２）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）

８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時１５分から８時３０分まで又は１６時３０分から１８時４５分までの範囲内で、時間外保育を提供する。ただし、保育士の員数が著しく不足し、勤務体制等の都合により保育士の配置が困難になるなど、やむを得ない事情がある場合は、時間外保育の提供を一時的または年間を通じて中止することがある。

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払う。

２　前項に定めるもののほか、保育において、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用について、当園は園児の保護者または園児以外の乳幼児の保護者から実費の負担を受ける。

（利用の開始に関する事項）

第９条　当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

（利用の終了に関する事項）

第１０条　当園は、次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了する。

（１）園児が小学校に就学したとき

（２）２号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（３）３号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（４）支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき
（５）市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき
（６）その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第１１条　当園の職員は、保育を提供しているときに、園児の健康状態や病状の急変、その他緊急事態が生じた際は、速やかに園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じる。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。なお、重篤な事故である場合は、浜田市の保育所を所管する担当部署にも連絡する。

３　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１２条　当園は、非常災害に備えて消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第１３条　当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を図るとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

（健康管理・衛生管理・感染症対策）

第１４条　当園は、園児に対して年２回（上期と下期の各１回）の定期健康診断及び定期歯科健診を実施する。

２　当園は、保育室、調理室、トイレなど施設内の清掃及び消毒を毎日行い、室内の温度調節や換気にも配慮するなど衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

３　当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はその発生が疑われるような状況が起きたときは、まん延防止に努める。

（苦情対応）

第１５条　当園は、園児の保護者及び家族からの苦情に迅速かつ丁寧に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の苦情受付窓口を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

２　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出人との話し合いによる解決に努めた後、必要な改善を行う。
３　苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（秘密の保持）

第１６条　当園の職員は、業務上で知り得た園児及びその保護者の秘密を保持する。
２　一時保育事業を利用した乳幼児及びその保護者の秘密を保持する。
３　当園の職員でなくなった後においても、同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第１７条　当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間に限り保存する。
（１）保育の実施にあたっての計画　…　５年間
（２）提供した保育に係る提供記録　…　５年間
（３）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録　…　５年間
（４）保護者からの苦情の内容等の記録　…　５年間
（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　…　５年間
（６）保育所児童保育要録　…　当該児童が小学校を卒業するまでの６年間

（その他）

第１８条　この規程に定めるもののほか、保育園の運営及び管理に関して必要な事項は別に定めることができる。

付　則

１　この規程は、平成１０年　４月　１日から施行する。
２　この規程の一部を、平成２８年　４月　１日から改正する。
３　この規程の一部を、平成３０年　９月　１日から改正する。
４　この規程の一部を、令和　２年　４月　１日から改正する。
５　この規程の一部を、令和　３年　４月　１日から改正する。
６　この規程の一部を、令和　６年　４月　１日から改正する。

別　表

１．保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　目	内容、負担を求める理由及び目的	金　額
名　札（０歳児以上）	氏名の明示用	160 円
紅白帽子（０歳児以上）	外遊び及び運動会等に着用	700 円
連絡帳（０歳児以上）	保育園と家庭との連絡用	140 円
連絡帳入れ（０、１歳児）	連絡帳の保護用ケース	110 円
おはようブック（１歳児以上）	出欠確認及び健診結果等の記録用	620 円
通園カバン代（２歳児以上）	日用品等の持ち運びに使用	4,050 円
通園バック（２歳児以上）	着替え等の持ち運びに使用	550 円
自由画帳（２歳児以上）	絵画及び自由遊び等に使用	350 円
ハサミ（２歳児以上）	製作等に使用	500 円
の　り（小：２歳児のみ） （大：３歳児以上）	製作等に使用	小：220 円 大：270 円
粘　土（小：２歳児のみ） （大：３歳児以上）	製作及び自由遊び等に使用	小：370 円 大：520 円
粘土ケース（２歳児以上）	粘土の保管用ケース	400 円
粘土板（２歳児以上）	製作及び自由遊び等に使用	530 円
粘土ベラ（４歳児以上）	製作及び自由遊び等に使用	280 円
クレヨン（２、３歳児）：① クレパス（４、５歳児）：②	絵画等に使用	①560 円 ②600 円
２号認定子どもに係る給食費（３歳児以上）	保育料無償化に伴い①主食費及び②副食費が個人負担となったため（※副食費免除世帯は主食費のみ）	①2,200 円／月 ②4,800 円／月
制　服[冬用のみ]（３歳児以上）	登降園時及び各種行事に着用	3,370 円
遊び着（３歳児以上）	外遊びや製作時等に着用	1,810 円
通園帽子（３歳児以上）	登降園時に着用	1,250 円
体操服半袖（３歳児以上）	夏用普段着として着用	1,560 円
体操半ズボン（３歳児以上）	夏用普段着として着用	1,200 円
体操服長袖（３歳児以上）	冬用普段着として着用	1,980 円
体操長ズボン（３歳児以上）	冬用普段着として着用	2,450 円
水性マーカー（３歳児以上）	絵画等に使用	630 円
道具入れ（３歳児以上）	製作等に使用する所持品の保管用	110 円
箸（３歳児以上）	給食時に使用	220 円

２．時間外保育（延長保育事業）に係る利用者負担

（１）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）を超える場合

月額：１，５００円（１３日以上の場合）

日額：　　１２５円（１２日以内の場合）

（２）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）を超える場合

３０分毎に１００円

３．一時保育事業に係る利用者負担

（１）利用申し込みのあった年度の４月１日現在の利用児童の年齢を基準とし、１回につき次のとおり

０　歳　児：２，０００円（４時間超過）／１，２００円（４時間以内）

１、２歳児：１，７００円（４時間超過）／１，０００円（４時間以内）

３歳以上児：１，５００円（４時間超過）／　　９００円（４時間以内）

※昼食・おやつを食べない場合でも、上記利用料から昼食・おやつ代の減額はしない。

（２）利用時間の８時間を超えた場合、３０分ごとに２００円を上記（１）の利用料に各年齢とも加算する

（３）浜田市以外の児童は、上記（１）の利用料に４時間超過の場合は４００円、４時間以内の場合は２００円を各年齢とも加算する

※①当園は、上記１～３の費用を徴収する際は、園児または園児以外の乳幼児に個別の集金袋を用意し、必要な項目及び金額を明示したうえで、園児の保護者または園児以外の乳幼児の保護者に実費の個人負担を求める。それぞれの保護者から支払いを受けた場合は、集金袋にあらかじめ提示した項目及び金額の欄に領収印を押すことにより、領収証の発行に代える。ただし、集金袋による費用徴収をしない場合は、領収証を発行する。

※②上記１の金額は、納入業者の都合及び消費税率の変更等により価格が随時改定される場合がある。

社会福祉法人 周布福祉会

役 員 等 名 簿

令和6年 6月15日現在

【役　員（理事６名・監事２名）】

役職名	氏　名	任　　期
理　事 （理事長）	米 谷　洋 二	令和７年開催の定時評議員会終結の時まで
理　事	米 谷　　洋	
理　事	力 石　忠 勝	
理　事	濵 本　弘 文	
理　事	齋 藤　悦 子	
理　事	清 井　浩 二	
監　事	原 田　義 一	
監　事	泉 水　　正	

【評議員（７名）】

役職名	氏　名	任　　期
評議員	山 田 美代恵	令和９年開催の定時評議員会終結の時まで
評議員	田 中 美恵子	
評議員	佐々木 寛 子	
評議員	岡 田　琴 江	
評議員	岩 永　由 美	
評議員	中 村 みどり	
評議員	都　　仁 哉	

評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人周布福祉会（以下「この法人」という。）の定款第９条及び第 23 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（２）役員とは、定款第 17 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（５）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　評議員及び役員は、無報酬とする。

（費用弁償の支給）

第４条　この法人は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　評議員及び役員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、役員旅費規程（これに拠り難い場合は、施設職員の旅費規程）に基づいて支給することができる。

３　評議員及び役員の費用は、必要の都度、支払うものとする。

（公　表）

第５条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補　足）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成２９年　６月２４日から施行する。